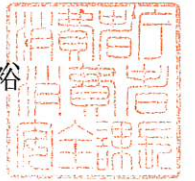




消安全第321号  
平成30年7月27日

全国電機商業組合連合会  
会長 峯田 季志 殿

消費者庁消費者安全課長 野田 幸裕



家庭電気製品の「安心・安全な暮らし」高齢者宅訪問事業  
に係る消費者庁後援名義の使用について

平成30年7月23日付け全国電商連発第18-10号で申請のあった標記の件について、消費者庁後援名義の使用を承認することとしましたので、命により通知します。

なお、事業計画に変更等があった場合は、必要書類を添付して直ちに届け出るとともに、事業終了後は、その結果を速やかに報告されるようお願いいたします。

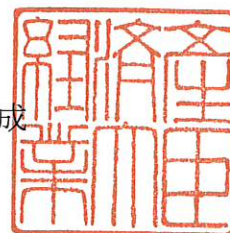
# 経 済 産 業 省

20180725保 第23号

平成30年8月17日

全国電機商業組合連合会  
会長 峯田 季志 殿

経済産業大臣 世耕 弘成



家庭電気製品の「安心・安全なくらし」高齢者宅無料点検訪問事業に対する経済産業省後援名義の使用の承認について

平成30年7月23日付け全国電商連発第18-10号をもって申請がありました上記の件については、下記の事項を条件として、承認します。

## 記

1. 開催要領を変更したときは、遅滞なくこれを報告すること。
2. 貴殿の行為が、家庭電気製品の「安心・安全なくらし」高齢者宅無料点検訪問事業に対する経済産業省後援名義の使用の承認の趣旨に反すると認めるときは、その是正のため勧告することができること。
3. 貴殿が2. の勧告に従わないときは、家庭電気製品の「安心・安全なくらし」高齢者宅無料点検訪問事業に対する経済産業省後援名義の使用の承認を取り消すことができること。
4. 開催後、遅滞なく、事業報告書及び収支決算書を提出すること。